

制定	平成25年6月19日	原規技発第13061921号	原子力規制委員会決定
改正	平成31年3月13日	原規規発第1903133号	原子力規制委員会決定
改正	令和元年12月25日	原規規発第1912257号-4	原子力規制委員会決定
改正	令和2年3月31日	原規規発第20033110号	原子力規制委員会決定
改正	令和6年9月25日	原規規発第2409255号	原子力規制委員会決定

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドについて次のように定める。

平成25年6月19日

原子力規制委員会

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドの制定について

原子力規制委員会は、発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成25年7月8日より施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月2日より施行する。

附 則

この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規程は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条の規定の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。
- 2 この規程及び実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する規程（原規規発第1912257号-4）によ

り改正される発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイドの規定は、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する規程によってまず改正され、次いでこの規程によって改正されるものとする。

附 則

この規程は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年原子力規制委員会規則第5号）の施行の日（令和6年10月15日）から施行する。

発電用原子炉施設に使用する特定機器の型式証明及び型式指定運用ガイド

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）並びに実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第100条から第112条までの規定及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第95条から第107条までの規定に基づく発電用原子炉施設に使用する特定機器の原子炉等規制法第43条の3の30の規定に基づく設計の型式証明（以下「型式証明」という。）及び同法第43条の3の31の規定に基づく型式の指定（以下「型式指定」という。）について、これら法令で規定される用語及び運用の考え方を明確にするものである。

本規程における用語の定義及び用法については、原則として原子炉等規制法、実用炉規則、研開炉規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「品質管理基準規則」という。）における用語の定義及び用法にしたがうこととする。

なお、本規程で示す内容はそれに限定されるものではなく、原子炉等規制法、実用炉規則及び研開炉規則に照らして適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。

1. 型式証明関係

- (1) 実用炉規則第101条第1項第3号及び研開炉規則第96条第1項第3号の「特定機器の型式の名称」とは、型式証明の申請に際して、特定機器の型式を判別するために申請者が付した名称をいう。
- (2) 実用炉規則第101条第1項第4号及び研開炉規則第96条第1項第4号の「特定機器の型式の設計」とは、型式証明を受けようとする特定機器の型式の設計であって、当該型式の設計が原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準（以下「設置許可基準」という。）に適合していることを確認するために必要なものをいう。
- (3) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式証明を受けようとする特定機器の寸法、耐用年数その他の特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該特定機器を使用することができる範囲を限定することをいう。

(4) 実用炉規則第101条第1項第5号及び研開炉規則第96条第1項第5号の「条件を付する」とは、考慮すべき外部からの衝撃、特定機器の周囲温度、公衆への放射線防護その他の特定機器を設置する場所に依存する事項について、原子炉等規制法第43条の3の5第1項に基づく設置の許可又は同法第43条の3の8第1項に基づく変更の許可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。

特定兼用キャスク（実用炉規則第100条第2号に規定する特定兼用キャスクをいう。以下同じ。）にあつては、原子炉等規制法第43条の3の9第1項に基づく設計及び工事の計画の認可の申請までに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による輸送容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けることを条件とすること。

(5) 実用炉規則第101条第2項第1号及び研開炉規則第96条第2項第1号の「特定機器の安全設計に関する説明書」とは、申請に係る特定機器の型式の設計が、設置許可基準に適合していることを判断するために必要な事項を説明する書類をいう。

(6) 実用炉規則第101条第2項第2号及び研開炉規則第96条第2項第2号の「特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書」とは、特定機器を発電用原子炉施設において使用した場合に当該施設の安全性を損なうような影響を及ぼし得ないこと及び事故時に当該特定機器に求められる安全機能を適切に発揮できることを説明する書類をいう。

(7) 実用炉規則第102条第1項第1号及び研開炉規則第97条第1項第1号の「その変更後の基準等に適合させるために必要なもの」とは、例えば、原子炉等規制法第43条の3の30第3項後段の規定により当該型式の特定機器の設計の変更をしようとするものをいう。設置許可基準は変更されていないがその審査基準又は処分基準が変更された場合において当該変更を反映しようとするものも含まれる。

(8) 実用炉規則第102条第1項第2号及び研開炉規則第97条第1項第2号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式証明と変更前の型式証明において、以下の事項が同一であるものをいう。

①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項に相当する事項

②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係

る同表中欄 1 に掲げる各事項に相当する事項

- ③再結合装置：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項に相当する事項
- ④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 6 までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 6 までに掲げる各事項に相当する事項
- ⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 3 までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 3 までに掲げる各事項に相当する事項
- ⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 3 までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 から 3 までに掲げる各事項に相当する事項
- ⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項に相当する事項
- ⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項又は研開炉規則別表第 3 の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項に相当する事項

(9) 実用炉規則第 102 条第 1 項第 3 号及び研開炉規則第 97 条第 1 項第 3 号の「特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式証明を受けた特定機器の型式の設計と区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。

- ①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの
- ②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの

2. 型式指定関係

(1) 原子炉等規制法第 43 条の 3 の 3 1 第 3 項第 3 号の「均一性を有するものであること」とは、同条第 1 項の申請に係る型式設計特定機器が均一に製作されるよう品質管理が行われていることをいう。

- (2) 実用炉規則第107条第1項第2号及び研開炉規則第102条第1項第2号の「主たる製作工場」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器の完成品を組み立てる工場又は型式設計特定機器を構成する設備・機器の大部分を製作する工場をいう。非常用ディーゼル発電機のようにディーゼル原動機と発電機といった主要な機器を組み合わせて製作する型式設計特定機器については、ディーゼル原動機と発電機の製作工場が異なる場合は、それぞれの工場を主たる製作工場とする。
- (3) 実用炉規則第107条第1項第4号及び研開炉規則第102条第1項第4号の「型式設計特定機器の型式の名称」とは、型式指定の申請に際して、型式設計特定機器の型式を判別するために申請者が付した型式の名称をいう。
- (4) 実用炉規則第107条第1項第6号及び研開炉規則第102条第1項第6号の「型式設計特定機器の型式の設計及び製作方法の概要」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器が原子炉等規制法第43条の3の31第3項各号のいずれにも適合していることを確認するために必要な設計及び製作方法の概要をいう。特定兼用キャスクについては、外運搬規則第6条又は第7条及び第11条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）に適合するものであること（既に設計承認を受けているものにあつては、設計承認を受けていること）並びに実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第4条第6項第1号、第5条第2項第1号及び第6条第4項第1号の基準に適合するものであることを示すものとする。
- (5) 実用炉規則第107条第1項第7号及び研開炉規則第102条第1項第7号の「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動の計画、実施、評価及び改善の方法並びにこれらの実施に係る組織」とは、例えば、品質管理基準規則の規定（品質マネジメント文書及び記録の体系を含む。）を参考に、申請時において計画する（2）の「主たる製作工場」における品質管理活動その他「型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理に関する活動」の全体像を体系的に示したものをいう。
- (6) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し」とは、型式指定を受けようとする型式設計特定機器を設置する場所に依存しない事項について、その仕様等を記載することにより、当該型式設計特定機器を使用できる範囲を限定することをいう。この際、1.（3）の範囲に適合しているものであること。

(7) 実用炉規則第107条第1項第8号及び研開炉規則第102条第1項第8号の「条件を付する」とは、型式設計特定機器を設置する場所に依存する事項について、設計及び工事の計画の認可の申請に係る審査において別途確認を要する旨の条件を付することをいう。この際、1. (4)の条件に適合しているものであること。

特定兼用キャスクにあつては、供用を開始する前までに原子炉等規制法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認を受けることを条件とすること。また、特定兼用キャスクのうち設計承認を受けていないものにあつては、原子炉等規制法第43条の3の9に基づく設計及び工事の計画の認可を申請する前までに設計承認を受けることを条件とすること。

(8) 実用炉規則第108条第2項第3号及び研開炉規則第103条第2項第3号の「著しい変更を伴わないもの」とは、例えば、変更の承認に係る型式指定と変更前の型式指定において、以下に掲げる事項が同一である場合をいう。

- ①燃料体：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ②特定兼用キャスク：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ③再結合装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ④圧力逃がし装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から6までに掲げる各事項
- ⑤ガスタービンを原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑥内燃機関を原動力とする発電設備：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1から3までに掲げる各事項
- ⑦無停電電源装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項
- ⑧電力貯蔵装置：実用炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定機器に係る同表中欄1に掲げる各事項又は研開炉規則別表第3の上欄に掲げる当該特定

機器に係る同表中欄 1 に掲げる各事項

- (9) 実用炉規則第 108 条第 2 項第 4 号及び研開炉規則第 103 条第 2 項第 4 号の「型式設計特定機器に関する最新の科学的又は技術的な知見を反映するために必要なものその他変更前の型式指定を受けた型式設計特定機器とその型式について区別する必要がないもの」とは、例えば、以下に掲げるものをいう。
- ①原子力規制委員会が技術的内容や運用を定めるガイド類を改正したことに伴うもの
 - ②新知見による法令等の改正はなされないものの、法令等の解釈・適用に関する事実関係に当該新知見を反映するもの
- (10) 実用炉規則別表第 3 及び研開炉規則別表第 3 の事項のうち、本ガイドで説明されていないものについては、申請内容に応じて発電用原子炉施設の設計及び工事の計画に係る手続ガイド（原規技発第13061920号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）の例による。
- ただし、実用炉規則別表第 3 及び研開炉規則別表第 3 の下欄に掲げる外運搬規則第 6 条又は第 7 条及び第 11 条に定める技術上の基準（容器に係るものに限る。）への適合性に関する説明書については、外運搬規則第 21 条第 1 項第 2 号の説明書の例による。